

住民監査請求（リーフレット作成に関する公金支出）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 30 年 12 月 28 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（17 人）に通知した。（却下、結果は平成 31 年 2 月 15 日決定）

1 請求の要旨

IR推進局が作成した「将来、ギャンブルにのめり込まないために」と題したリーフレット（以下「当該リーフレット」という。）の内容が、刑法第 185 条、また、教育基本法第 1 条、第 2 条及び第 6 条に反するものであり、そのような当該リーフレットの作成に要した印刷費の支出が地方自治法第 1 条及び第 2 条、また地方財政法第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 8 条に反する違法なものである。当該リーフレットの配布による市と市民に損害を与えることの差し止めと、すでに発生した損害（印刷費 382,500 円）を市長等に請求するよう措置勧告を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

また、裁判例では、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条・第 8 条の規定は、「地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり（中略）、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記各規定の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている。（平成 17 年 7 月 27 日大阪高等裁判所判決）

住民監査請求では、対象とする財務会計上の行為等が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであることを摘示し、それを証する事実証明書の添付を要する。

この点、請求人は、刑法第 185 条や教育基本法第 1 条、第 2 条及び第 6 条に反した内容である当該リーフレットを印刷配布することが法第 2 条、地方財政法第 4 条及び第 8 条の規定に反すると主張する。

もっとも、請求人が事実証明書として添付している当該リーフレットは、「将来、ギャンブルにのめり込まないために」という表題で、その中には「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です。」と記載されているが、一部ではギャンブル依存症といった危険性も社会問題となっているため、「ギャンブル等依存症にならないために」として、依存症の説明や、原因、回復等についての記載もあり、競馬、競艇、パチンコなどを例に挙げ説明している。これらのことからすると、一見して、当該リーフレットが刑法第 185 条や教育基本法第 1 条、第 2 条及び第 6 条に反するものとまではいえない。

請求人は、上述のとおり、当該リーフレットの内容が違法不当なものであると主張する。しかしながら、当該リーフレットの内容として上記のような記載もあることからすると、当該リーフレットの内容につき、長の判断が著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱濫用が認められる根拠となる具体的事実の主張がなされていない。

よって、本件請求は、財務会計法規上の義務に違反する違法性の具体的な理由を主張するものでもなく、それを証する事実証明書の添付もない以上、住民監査請求の対象になるとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。